

平成27年(2015年)4月1日

西区民文化センター 施設利用の取扱い変更のお知らせ

平成27年4月1日より、西区民文化センターの指定管理者に、(公財)広島市文化財団が引き続いて指定されました。

センターの運営を適切に行いつつ、お客様の利便性の向上を図る観点から、市と協議を行い施設利用についての取扱いを改正し、4月1日(一部除く)から実施します。

取扱いについての主な改正点は次のとおりです。

1 利用料金の割引、又は無料化

次の施設・附属設備料金を値下げ又は無料とします。

① 施設の利用料金を値下げします。

[大広間] (一般活動の場合)

現行：4,620円(3時間) ⇒ 4,440円(3時間)

お支払日が10月1日以降の適用となります。

② 附属設備の利用料金を無料とします。

[ホール]

現行：コントラバス椅子100円(1区分) ⇒ 無料

[音楽室]

現行：電子オルガン630円(1区分) ⇒ 無料

現行：ステレオ装置630円(1区分) ⇒ 無料

2 優先使用の取扱いの変更

① 優先使用の特例の追加

従来 of 公的行事や全国大会などの他に、新たに当センターを全施設使用する事業については、優先使用が可能(商業活動を除く)となりました。ただし、全施設使用を満たさないキャンセルはできませんのでご注意ください。手続きには、1年前応当日の1か月前までに所定の申請書の提出が必要です。

② 連続使用する場合の優先使用の取扱い

「連続使用の優先使用」は、仕込み、リハーサル、本番(1日～複数日)、と連続して会場を確保しないと公演が実施できないため、1年前応答日に連続して一括予約ができる特例です。これまでは商業公演については適用されなかったため、全国ツアーなどの公演が開催されにくい状況を解消するため商業活動も連続使用が可能となりました。(ホール、スタジオ、ロビー・ギャラリー)